

登録販売者に対する外部研修「登録販売者資質向上研修」
実施要領

1.目的

(1) 医薬品に係る専門的立場から、予防、未病、薬物治療に参画するための能力と適性を備え、もって、相談者等に対して適切な助言及び行動ができる登録販売者の質の向上を目的とする。

(2) 前項の目的のため、一般社団法人地域薬剤師スキルアップ研究会（以下「スキルアップ研究会」という）は、「登録販売者資質向上研修」を実施する。修了し、確認試験に合格した者に対し、受講証明書と修了証を発行する。

2.実施形式

- (1) 登録販売者資質向上研修は、集合研修で行うものとする。
- ・集合研修は1日2時間（月1回から2回）を基本とし毎月開催する。
 - ・毎年の研修開始時期は、4月から始まり翌年3月末までを1年とする。
 - ・集合研修ごとに確認試験を実施する。

3.研修内容

(1) 登録販売者資質向上研修の内容は、厚生労働省の登録販売者の資質向上のための外部研修に関するガイドラインの求めるものとする。

- ①医薬品に共通する特性と基本的な知識
- ②人体の働きと医薬品
- ③主な一般用医薬品とその作用
- ④薬事に関する法規と制度
- ⑤一般用医薬品の適正使用と安全対策
- ⑥リスク区分などの変更があった医薬品
- ⑦その他登録販売者として求められる理念、論理、関連法規等

4.研修の企画・運営

(1) 登録販売者資質向上研修の企画・運営は、薬剤師、学術等関係者、消費者などで検討することで客観性、公平性を図り、基本的に薬剤師及び学術経験者が講師をすること

で専門性を図ることとする。

(2) 登録販売者資質向上研修の実施方法、募集などはスキルアップ研究会ホームページ上で行い、過去の実績なども掲示することとする。

5.受講証明書と修了証

(1) 必修研修に1回、集合研修に5回以上(計12時間以上)参加し、かつ確認試験にすべて合格している者に対し、修了証を発行する。また、10分以上の遅刻は認めないものとする。

(2) 受講証明書は、受講当日に確認試験の合格をもって授与し、修了証はすべての研修が終わってから郵送するものとする。また、修了証は年度で1回のみ発行する。

(3) 各研修への参加者氏名及び研修内容は、5年間保存するものとする。

6.受講料と手数料

(1) 研修の費用は、必修研修1回と集合研修5回分として 金8,000円(税別)とする。

(2) 上記に係る受講料の納入は、スキルアップ研究会が定める指定の口座とし、振込手数料は申請者が負担するものとする。

(3) 6回目以降の研修会参加は、自主参加とし、都度参加費を現地で支払うものとする。

7.その他

本実施要領に規定されていない事項であって、本研修の実施上必要な事項については、スキルアップ研究会定例理事会で定めるものとする。

附則

平成29(2017)年8月10日 制定

平成30(2018)年5月9日 改訂

平成30(2019)年12月1日 改定